⑵　最終弁済
清算株式会社は、清算株式会社に残存する金員から、公租公課、清算手続きに要した費用その他一般優先権ある債権等を支払った後、協定確定日から３カ月以内を目処に、清算株式会社に残存する金員を弁済原資として､別表記載の協定債権者に対し、同表記載の協定債権額から初回弁済額を控除した残額を最終弁済する。
⑶　初回弁済額を控除した残額に、元本債権が残存する協定債権に対しては、前項の最終弁済日に、残元本債権額に対する平成22年３月27日から最終弁済日までの約定利率または商事法定利率による利息及び遅延損害金の総額を追加して最終弁済する。
３　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書で指定する銀行預金口座に清算株式会社の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく初回弁済日の前日までに前項の振込口座の指定を文書で行わなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託する。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２２年（ミ）第６号
東京都港区虎ノ門３丁目４番７号
開始前会社　株式会社ウィルコム
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権者となる者で、別紙リース債権者一覧表記載の債権者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
２　上記１の更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
（別紙省略）
平成22年２月18日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２２年（ミ）第６号
東京都港区虎ノ門３丁目４番７号
開始前会社　株式会社ウィルコム
主文
１　開始前会社につき、監督委員による監督を命ずる。
２　次に掲げる者を監督委員に選任する。
東京都千代田区神田須田町１丁目13番８号加納ビル４階　弁護士　腰塚　和男
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）及び保証
⑹　訴えの提起及び保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）２条１項に規定する仲裁合意をいう。）
⑻　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑼　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成22年２月18日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案提出期間の伸長

平成２１年（ミ）第１３号
福島県会津若松市高久工業団地２番
更生会社　Ｓｐａｎｓｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成22年４月26日と、更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成22年４月17日と、それぞれ変更する。
平成22年２月17日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第２１号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町782番地の１
再生債務者　医療法人彌生会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区赤坂１―12―32アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　大貫　裕仁
平成22年２月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号
三重県名張市桔梗が丘３番町１街区40番地
再生債務者　菊山　賢二
１　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月15日から平成22年４月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（再）第１４号
北九州市小倉北区下到津４丁目４番９号
再生債務者　山本　義夫
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月12日から平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第２６４号
静岡県沼津市西沢田字八反田55番地
再生債務者　株式会社サンオーネスト
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定前の発行済株式全て
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
３　減少する資本金の額　金9,750万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
５　募集株式の数　2000株
６　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　平成22年５月31日から平成22年６月30日
８　増加する資本金の額　１株あたり５万円
平成22年２月15日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第３５号
大阪市中央区備後町４丁目２番３号
再生債務者　ヤマイチテクノス株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年１月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月13日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年３月19日
平成22年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第４７号
大阪市東成区深江北１丁目15番17号１階、開始決定時の本店所在地　大阪市東成区深江北１丁目15番17号
再生債務者　大日合金株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年１月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月19日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年３月19日
平成22年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部